

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成26年6月24日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区難波5丁目1番5号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 高島屋 代表取締役 木本 茂 電話 06-6631-1101					
主たる業種	百貨店・総合スーパー				細分類番号	5   6   1   1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	2011(平成23)年4月から2013(平成26)年3月まで						
基本方針	エネルギー・水道消費の削減、廃棄物排出量の削減等、全部門環境マネジメントシステムにより前年実績の1%削減を目指す						
計画を推進するための体制	店長を本部長とする環境・社会貢献委員会及び省エネルギー推進委員会を月例開催						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	19,920.4 トン	18,395.4 トン	17,072.9 トン	16,548.7 トン	-13.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,993.8 トン	18,395.4 トン	17,072.9 トン	16,548.7 トン	-13.3 パーセント	
実績に対する自己評価		買場の電力削減及び店舗内照明LED化等、省エネ対策の実施により大幅な削減を達成することができたが、今後も継続してエネルギー使用量の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	京都店	事業活動に伴う排出の量 (延床面積・営業時間)×100	3.92	3.61	3.37	3.31	-12.50 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		延床面積・営業時間はほぼ前年通りとなっていることから、大幅なエネルギー使用量の削減を達成することができたが、今後も継続して削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		66.0 ㊦	71.0 ㊦	76.0 ㊦	76.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	店舗内LED照明の設置、エレベーター/パーカー化等					
	(24)年度	店舗内LED照明の設置、防犯照明人感センサー設置、お客様出入口自動ドア化及びエレベーター設置による空調負荷軽減等					
	(25)年度	LED照明の設置					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	全日マイカー通勤原則禁止					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社内規定による					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	高島屋グループは地球環境を守るために、地球温暖化防止への貢献に重点をおき、CO2の削減を中心にさまざまな活動を行うことにより、環境問題の解決につながる21世紀の心豊かなライフスタイルを提案していきます。						
特記事項	2014年2月1日より代表取締役鈴木弘治の後任として木本茂が就任致しました。また、ISO14001における京都店・洛西店環境安全責任者は京都店長としていることから京都店執行役員店長横田隆司を代理人と定めておりましたが、人事異動により2014年2月1日から京都店執行役員店長岡部恒明を代理人と定め、京都店・洛西店に係る京都市地球温暖化対策条例に基づく届出及びその訂正、受領に関する一切の権限を委任しております。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。